

第 6 介 護 保 険

【 高齢福祉課 】

1 要介護認定事務

(1) 認定調査

市職員と委託により実施しておりますが、「一定期間毎に市町村職員が調査をすること」という国の方針に基づき、在宅・施設を問わず1～2回に1回の割合で市職員が調査を実施しています。

認定調査件数 1,639 件（うち伊達市直営分 1,325 件で約 81%）

(2) 認定審査会

審査会委員 20 名（医療職 11 名、福祉職 7 名、保健師 2 名で 4 合議体）

審査件数 1,640 件

(3) 要介護（要支援）認定者

令和 4 年 3 月末の要支援及び要介護認定者は 2,458 人で、そのうち第 1 号被保険者は 2,426 人、出現率は 19.60%となっております。

（認定者及び分布割合）

* 2 号被保険者含

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
認定者 (人)	308	400	646	425	251	250	178	2,458
分布割合 (%)	12.5	16.3	26.3	17.3	10.2	10.2	7.2	100.0

第 1 号被保険者数 12,375 人

2 サービス利用状況

(1) 居宅サービス

☆令和 4 年 3 月の居宅サービス受給者数

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
134	232	392	235	89	52	32	1,166

(2) 施設サービス

☆令和 4 年 3 月の施設サービス受給者数

介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合 計
221	183	3	96	503

(3) 地域密着型サービス

☆令和 4 年 3 月の地域密着型サービス受給者数

通 所 介 護	共 同 生 活 介 護	そ の 他	合 計
82	96	49	227

3 介護保険料

(第1号保険料)

(令和4年度)

保険料段階		保険料 (年額)	対象者
本人が住民税非課税	非課税世帯	第1段階	17,700円 生活保護受給者の方。老齢福祉年金受給者の方又は課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
		第2段階	29,500円 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
		第3段階	41,300円 上記以外の方
	課税世帯	第4段階	53,100円 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
		第5段階	59,100円 第4段階以外の方
本人が住民税課税	第6段階	70,900円 合計所得金額が120万円未満の方	
	第7段階	76,800円 合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	
	第8段階	88,600円 合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	
	第9段階	100,400円 合計所得金額が320万円以上の方	

※ 合計所得金額は次のとおり計算します。

- 1 本人の住民税が課税以外の方については、給与所得（給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得調整控除が行われている場合にはその控除前の金額）から、10万円を控除した額
- 2 本人の住民税が課税の方については、給与所得又は公的年金収入に係る年金所得が含まれている場合、それらの合計額から10万円控除した額

4 保険給付費

(1) 介護（予防）サービス等諸費

介護サービスの費用のうち9割(または7～8割)は保険でまかなわれ、1割(または2～3割)は本人負担となっています。

☆令和3年度の保険給付費の状況

区 分	金 額 (円)	備 考
居宅介護(予防)サービス等給付費	561,113,661	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリ、短期入所、福祉用具貸与
地域密着型介護サービス給付費	495,828,201	認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設介護サービス等給付費	1,829,196,262	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護
居宅介護(予防)福祉用具購入費	4,849,224	ポータブルトイレ、シャワーチェア等の購入
居宅介護(予防)住宅改修費	10,791,300	手すりの設置、段差解消、床の滑り止め等
居宅介護(予防)サービス計画給付費	133,516,021	ケアプラン作成等
合 計	3,035,294,669	

(2) 高額介護サービス費 86,698,529 円

低所得者については、自己負担の上限額（月額）を設けています。

(令和4年度)

区 分		上限額（月額）
世帯住民 税非課税	生活保護受給者の方	15,000 円（個人）
	老齢福祉年金受給者の方又は課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
	上記以外の方	24,600 円（世帯）
世帯住民 税課税	下記以外の方	44,400 円（世帯）
	課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の方	93,000 円（世帯）
	課税所得690万円(年収1,160万円)以上の方	140,100 円（世帯）

(3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費 11,552,172 円

世帯内の同一の医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度など）の加入者の方について、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合、申請によって、自己負担限度額を超えた金額が支給されます。

(4) 特定入所者介護サービス等費 130,984,965 円

低所得者については、食費及び居住費の自己負担の上限額（日額）を設けています。

（令和4年度）

利用者負担段階	対象者	負担減額（日額）	
		食費	居住費
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 道市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受給されている方 	300 円	ユニット型個室 820 円
			ユニット型個室的多床室 490 円
			従来型個室(特養等) 320 円
			従来型個室(老健・療養等) 490 円
			多床室 負担なし
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 道市民税非課税世帯で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方 	390 円	ユニット型個室 820 円
			ユニット型個室多床室 490 円
		ショートステイ 600 円	従来型個室(特養等) 420 円
			従来型個室(老健・療養等) 490 円
			多床室 370 円
第3段階 ①	<ul style="list-style-type: none"> 道市民税非課税世帯で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方 	650 円	ユニット型個室 1,310 円
			ユニット型個室多床室 1,310 円
		ショートステイ 1,000 円	従来型個室(特養等) 820 円
			従来型個室(老健・療養等) 1,310 円
			多床室 370 円
第3段階 ②	<ul style="list-style-type: none"> 道市民税非課税世帯で合計所得金額と年金収入額の合計が120万円以上 	1,360 円	ユニット型個室 1,310 円
			ユニット型多床室 1,310 円
		ショートステイ 1,300 円	従来型個室(特養等) 820 円
			従来型個室(老健・療養等) 1,310 円
			多床室 370 円
基準額	<ul style="list-style-type: none"> 上記のどれにもあてはまらない方 ※負担額の軽減なし 	1,445 円	ユニット型個室 2,006 円
			ユニット型個室多床室 1,668 円
			従来型個室(特養等) 1,171 円
			従来型個室(老健・療養等) 1,668 円
			多床室(特養等) 855 円
			多床室(老健・療養等) 377 円

5 介護予防・日常生活支援総合事業

平成 27 年度の介護保険制度改正で、予防給付の訪問介護と通所介護は地域の実情に応じて市町村で実施することとなりました。本市では、平成 29 年度から「介護予防・生活支援サービス」を開始しています。

○令和 3 年度の介護予防・生活支援サービス利用件数

通所型	訪問型	合計
2,425	1,577	4,002

○令和 3 年度末日常生活支援総合事業認定者数 176 人

○介護予防・生活支援サービスの年間事業費 91,826,900 円

6 保険料の減免について

(1) 法定減免

保険料の減額

- ① 災害により住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたとき
- ② 生計の主たる維持者が死亡、長期入院、事業の廃止・損失、失業、農作物の不作、不漁等により、その他の収入が著しく減少したとき
- ③ 監獄、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されているとき

(2) 独自減免

- ① 低所得者で特別な事情のあるとき介護保険料の減免
前年世帯総収入金額が 85 万円以下（2 人以上の世帯の場合は、1 人増毎に 40 万円加算した額）かつ預貯金の合算額が限度額内の方が対象となり、保険料が、第 2 段階の方は第 1 段階の額となります。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響があるとき介護保険料の減免
新型コロナウイルス感染症の影響により、生計の主たる維持者が死亡、重篤な傷病を負ったとき、又は収入が前年よりも一定以上減少する見込みがあるとき

7 低所得者利用者負担対策

社会福祉法人等による利用者負担軽減措置

市民税世帯非課税者で高齢福祉年金受給者等の低所得者に対し、介護保険サービス（特別養護老人ホームの入所、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービス）を提供する社会福祉法人等が利用者負担を減免（1/4）する場合、負担した額が総収入の一定割合を超えた法人に対して支援を行うものです。

8 介護保険等運営協議会

目的：介護保険事業の運営その他老人保健福祉の計画に関する事項を審議する。

○定数：10 名 ○任期：2 年

令和 3 年度は 1 回開催されました。

9 広報・相談業務等

(1) 広報

- ・ 広報だて 令和3年6月号
「知っておきたい介護保険制度
～令和3年度介護保険制度改正などのお知らせ～」

(2) 相談業務

- ・ 高齢福祉課介護保険係、高齢者福祉係
- ・ 伊達市地域包括支援センター
- ・ 大滝総合支所地域振興課窓口

(3) 介護保険説明会

依頼により説明に出向きます。